

三郷市国際交流協会会則

(名称)

第1条 この会は、三郷市国際交流協会（以下「協会」という。）という。

(目的)

第2条 協会は、市民が主体となった国際交流を推進、支援するとともに、異なる文化や習慣等について理解を深め、市民として共生できるような環境をつくり、もって三郷市の国際化を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国際交流を目的とする事業の計画及び提供に関すること。
- (2) 国際化に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 国際化に関する意識の啓発及び普及に関すること。
- (4) 国際交流活動への援助及び協力に関すること。
- (5) その他前条の目的達成に必要な事業に関すること。

(会員)

第4条 第2条の目的に賛同するものをもって協会の会員とする。

2 会員になろうとするものは、入会申込書により申し込み、次条に定める会費を納入した日から会員の資格を有する。

3 会長は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会させることができる。

- (1) 退会を申し出たとき。
- (2) 会費を1年以上納入しないとき。
- (3) 協会の名誉を著しく傷つけ、又は社会の公序良俗に反する行為を行った場合で、理事会の議決があったとき。

(会費)

第5条 会員は、次の区分に従い会費を納めるものとする。

- (1) 個人会員 年額 2,000円
 - (ア) 学生・生徒は、年額1,000円とする。
 - (イ) 外国人は、加入促進を図るため、年額1,000円とする。
- (2) 家族会員 年額 3,000円
- (3) 法人会員 年額 一口につき 10,000円

(4) 団体会員 年額 一口につき 10,000円

2 退会による会費の返還は行わない。

(役員)

第6条 協会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 理事 30名以内

(4) 会計 1名

(5) 監事 2名

(役員を選出)

第7条 会長及び副会長は、第13条に規定する理事会において選出する。

2 理事は、第15条に規定する正副部会長会議において選出する。

3 会計及び監事は、理事会において選出する。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第8条 役員職務は次のとおりとする。

(1) 会長は、協会を代表し、会務を総理する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(3) 理事は、理事会を構成する。

(4) 会計は、協会の会計事務を処理する。

(5) 監事は、協会の財産、会計及び業務の執行について監査し、総会に報告する。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員が欠けた場合における補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後も後任者が就任するまでの間は、その職務を行う。

(名誉会長及び顧問)

第10条 会長は、理事会の承認を得て、協会に名誉会長及び顧問を置くことができる。

2 名誉会長は、三郷市長をもって充てる。

(会議)

第11条 協会の会議は、総会及び理事会とする。

(総会)

第12条 総会は、毎年1回開催する。ただし、会長又は理事会が必要と認めた場合は、臨時総会を開催することができる。

2 総会は、会長が招集する。

3 総会は、次の事項を審議する。

(1) 予算及び決算に関すること。

(2) 事業計画及び事業報告に関すること。

(3) 会則の改正に関すること。

(4) 役員を選任に関すること。

(5) その他会長及び理事会が必要と認める重要事項に関すること。

4 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 家族会員は、その中の1名に限り議決権を有する。

6 法人会員及び団体会員は、その代表者に限り議決権を有する。

(理事会)

第13条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、必要に応じて開催する。

2 理事会は、会長が招集する。

3 理事会は、次の事項を審議する。

(1) 総会への付議事項に関すること。

(2) 協会運営における重要事項に関すること。

(3) 補欠の役員を選任に関すること。

(4) その他会長が必要と認める事項に関すること。

(専門部会)

第14条 協会の事業を円滑に推進するため、次の専門部会を設置する。

(1) 総務部会

(2) 国際化推進部会

(3) 交流部会

2 専門部会に関する事項は、会長が別に定める。

(正副部会長会議)

第15条 協会の運営について審議するため、正副部会長会議を設置する。

2 正副部会長会議は、会長及び副会長並びに前条に掲げる専門部会の部会長及び副部会長をもって構成する。

3 正副部会長会議は、必要に応じて会長が招集する。

(経費)

第16条 協会の経費は、会費、補助金、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第17条 協会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第18条 協会の事務を処理するため、三郷市市民生活部市民活動支援課内に事務局を置く。

(その他)

第19条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、理事会の承認を得て会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成14年6月30日から施行する。

(役員任期の特例)

2 協会の設立当初の役員任期は、第9条第1項の規程にかかわらず、平成16年3月31日までとする。

(会計年度の特例)

3 協会の設立年度の会計年度は、第16条の規程にかかわらず、設立の日から平成15年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成16年4月18日から施行する。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成18年4月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成19年5月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成20年5月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成25年5月19日から施行する。

附則

(施行期日)

この会則は、平成26年5月18日から施行する。